

令和7年4月号

SANWA LINER

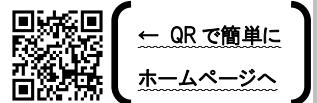
URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>
〔※ ホームページも情報満載です。〕
是非、ご覧下さい!!!

税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472
E-mail : sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp



← QRで簡単に
ホームページへ

R7税制改正のポイント～所得税～

令和7年度税制改正大綱では「個人所得課税」として、基礎控除の控除額と給与所得控除の最低保障額の引上げ、特定親族特別控除（仮称）の創設、子育て世帯の生命保険料控除の見直しなどが盛り込まれました。その中からいくつか改正のポイントを確認していきます。

なお、以下の内容は作成時点のものであり、変更となる場合がございます。

◇基礎控除

ポイント！ 基礎控除額の引き上げ。

改正前：所得金額 2,400万円以下 → 48万円

改正後：所得金額 2,350万円以下 → 58万円

※2,350万円超は改正の影響なし

さらに、「基礎控除の特例」が創設。（【参考1】）

年収に応じて、基礎控除の額が加算される仕組みに。

基礎控除と下記の給与所得控除の引き上げにより、

年収の壁が現行の **103万円** から **160万円** にアップ！

適用時期・・・令和7年分以後の所得税に適用。

【参考1】改正後の基礎控除の額

合計所得金額	控除加算額	合計控除額
① 132万円以下	+37万円	95万円 ※
② 132万円超 336万円以下	+30万円	88万円
③ 336万円超 489万円以下	+10万円	68万円
④ 489万円超 655万円以下	+5万円	63万円
⑤ 655万円超 2,350万円以下	加算なし	58万円

※ ①の上乗せは恒久措置。②③④の上乗せは令和7年分及び令和8年分の時限措置。

◇給与所得控除

ポイント！ 最低保証額の引き上げ。65万円に。

改正前：年収 162万5千円以下 → 55万円

改正後：年収 190万円以下 → **65万円**

適用時期・・・令和7年分以後の所得税に適用。



◇特定親族特別控除（仮称）の創設

ポイント！ 大学生年代の子等を有する個人について新たな控除枠が創設。

親族等の合計所得金額に応じて判定。

対象：年齢 19歳以上 23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないもの。

○合計所得金額が 58万円以下の場合 ⇒ 現行の扶養控除

○合計所得金額が 58万円超 123万円以下 ⇒ **特定親族特別控除**

適用時期・・・令和7年分以後の所得税に適用。



4月の税務カレンダー

4月の主な税務

■4/10(木) - 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■4/23(水) - 令和6年分申告所得税の口座振替

■4/30(水) - 令和6年分個人消費税の口座振替

■4/30(水) - 2月決算法人の確定申告と納税

- 8月決算法人の中間申告と納税

- 消費税の年税額が 400万円超の 5月, 8月,

11月決算法人の 3月ごとの中間申告と納税



	日	月	火	水	木	金	土
4 · 5 月			1	2	3	4	(5)
	(6)	7	8	9	10	11	(12)
	(13)	14	15	16	17	18	(19)
	(20)	21	22	23	24	25	(26)
	(27)	28	29	30	1	2	(3)
	(4)	(5)	6	7	8	9	(10)
	(11)	12	13	14	15	16	(17)



令和7年3月分（4月納付分）から保険料率が変わります
☆健康保険料率【現在：9.84%⇒変更後：9.75%】
☆介護保険料率【現在：1.60%⇒変更後：1.59%】